

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の一部改正について（案）

厚生労働省健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）により、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号。以下「指針」という。）に定めるべき事項が追加されたこと等に伴う所要の見直しを行うもの。

2. 指針改正のポイント

- （1）改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第9条において指針に定めるものとして規定された事項について、新たに指針に追加する。
- （2）前回の実質的な指針改正から現在（令和5年4月時点）に至るまでの状況の変化を踏まえた文言の修正を行う。

3. 指針改正の内容

主な改正事項は以下のとおりである。

共通事項

- ・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る記載を新たに加える。

前文

- ・ 都道府県等（都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）をいう。以下同じ。）が策定する予防計画について、地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき都道府県が策定する医療計画並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき都道府県知事が作成する都道府県行動計画及び保健所設置市等の長が作成する市町村行動計画と整合性を取って記載する旨を加える。
- ・ 従来、予防計画の策定が求められていた都道府県その他、保健所設置市等においても予防計画を策定する必要がある旨を加える。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

- ・ 前回の実質的な指針改正から現在（令和5年4月時点）までの状況の変化を踏まえた文言修正。
- ・ 都道府県は、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される都道府県連携協議会を設置し、予防計画等について計画段階から協議を行う旨を加える。また、都道府県連携協議会について全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿って、各論点ごとに議論する役割に分けることが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県等は、感染症の拡大・まん延時に迅速に体制を移行し、対策が実行でき

るよう、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養の対応能力の構築に留意する必要がある旨を加える。

- ・ 都道府県は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保及び他の地方公共団体への人材派遣等の体制を構築する必要がある点並びに感染症発生・まん延時には、情報集約、自治体間調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する必要がある旨を加える。
- ・ 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援等を通じて都道府県等の取組を支援する必要がある旨を加える。
- ・ 国は、感染症発生・まん延時において、危機管理の教育を受けた感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等の総合調整を行う必要がある旨を加える。
- ・ 市町村は、自宅療養者等の療養環境の整備等、都道府県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る必要がある旨を加える。
- ・ 保険医療機関又は保険薬局は、感染症入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとする旨を加える。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- ・ 検疫所長は、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、必要に応じて、医療機関と協定を締結する旨を加える。また、当該協定の締結に当たっては、医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に意見を聴き、協定締結後は当該都道府県知事に当該協定の内容を通知する旨を加える。
- ・ 感染症発生動向調査に関して、国及び都道府県等においてデジタル化が進む中での迅速かつ効果的に情報を収集等する方策について検討を推進することが重要である旨を加える。
- ・ 二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症について、厚生労働大臣が認めたときは、指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、都道府県知事への届出を求めることが可能である旨を加える。
- ・ 広域での対応に備え、管内及び管内周辺に検疫所がある都道府県等においては、検疫所との連携体制をあらかじめ構築しておく必要がある旨を加える。
- ・ 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策について文言の適正化を行う。
- ・ 予防計画において、専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との連携、保健所間の連携、検疫所との連携に関する事項を規定することが望ましい旨を加える。

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- ・ 都道府県知事は、新興感染症の情報の公表に関し、必要に応じて市町村長に必要な協力を求めることが重要である旨を加える。また、当該協力のために必要であると認めるときは、協力を求めた市町村長に対し、個人情報保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を提供することができる旨を加える。
- ・ 都道府県等においては、専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との役割分担及び連携体制について、あらかじめ定めておくことが必要な旨を加える。
- ・ 国は、新興感染症の発生・まん延時において必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者等に対し、当該感染症の患者等の検体等の提出を要請等し、感染症指定医療機関等に還元し活用するとともに、政策に反映する旨を加える。
- ・ 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、積極的疫学調査に正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象となることを丁寧に説明することが求められる旨を加える。

- ・ 指定感染症について、国は、当該感染症にかかった場合の病状が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認めるときは、速やかに、その旨や必要な情報を公表する旨を加える。
- ・ 検疫所による隔離又は停留等の措置を実施する場合に、検疫所及び関係者が連携を図りながら必要な療養施設等を確保する旨を加える。

第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

- ・ 国において、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、感染症発生動向調査の情報基盤を整備し、発生届や積極的疫学調査に関して電磁的方法で医療機関から情報収集するほか、病原体情報の収集・分析等を行い、都道府県等に迅速に情報提供することについて加える。
- ・ 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行う。
- ・ 感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や退院又は死亡した場合にも、電磁的方法で報告することが求められる旨を加える。

第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- ・ 新興感染症の発生に備え、平時から計画的な準備を行うほか、民間の検査機関等と連携することが重要である旨を加える。
- ・ 国は、国立試験研究機関等と地方衛生研究所等との連携体制の構築等を行い、地方衛生研究所等に対する技術支援を行う旨及び検査試薬の確保に努める旨を加える。
- ・ 地方衛生研究所等を有する都道府県等は、地方衛生研究所等が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行うなど、平時から体制整備を行うことが重要であり、地方衛生研究所等を有していない都道府県等は、地方衛生研究所等を有する都道府県等との連携を確保するなどして試験検査に必要な対応を行うことが重要である旨を加える。
- ・ 地方衛生研究所等は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時から研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じて自らの試験検査機能の向上に努める旨を加える。
- ・ 都道府県等は、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関や医療機関との協定等の準備を平時から計画的に行う必要がある旨を加える。
- ・ 都道府県等は、予防計画の策定に当たって、検査の実施体制・検査能力の向上の方向性を規定することが望ましい旨を加える。

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・ 都道府県は、新興感染症発生時に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、平時から計画的な準備を行う旨を加える。
- ・ 厚生労働大臣は、新興感染症の発生時に、必要に応じて広域的な応援調整を行う旨及びその方針を加える。当該方針については、まずは都道府県同士で応援を調整することを優先しつつ、全国的な感染症の発生の状況及び動向その他の事情等を総合的に勘案し特に必要があると認めるときに行うこととする。特に、公的医療機関等その他厚生労働省で定める医療機関に対し応援を求める場合については、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときに行うものとする旨を加える。
- ・ 都道府県における感染症に係る医療提供体制については以下の点を新たに加える。
 - 都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の入院を担当する医療機関と平時に協定を締結し、「第一種協定指定医療機関」に指

定する。

- 都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の外来や自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に協定を締結し、「第二種協定指定医療機関」に指定する。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間前の期間においては、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。
- 都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、「第一種協定指定医療機関」及び「第二種協定指定医療機関」に代わって患者を受け入れる医療機関又は感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関と、平時に協定を締結し、後方支援体制を整備するとともに、都道府県内の医療人材の応援体制を整備し、都道府県の区域を越えた医療人材の応援要請方針について、平時から確認する。
- 新興感染症の流行初期段階から入院・発熱外来対応を行う旨の協定を締結し、実際に対応した医療機関については流行初期医療確保措置の対象となる。
- 都道府県は、新興感染症発生時の医療体制を構築する場合、重症者用の病床の他、地域の実情に応じて特に配慮が必要な方への医療提供体制を整備を図ることが重要である。
- 公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院については、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症に係る医療提供体制の確保に必要な措置を講ずることが義務付けられる。
- 都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の高齢者施設等に対する医療提供体制を確保する。
- 都道府県は新興感染症の流行時に備えて、医療機関と平時に法に基づき協定を締結するに当たっては、診療等の際に用いる个人防护具の備蓄を求めておくことにより、个人防护具の備蓄の実施が協定に適切に位置づけられるように努める。
- ・ 都道府県において、連携する関係機関として、医師会等を加える。
- ・ 都道府県等において予防計画を策定するに当たって、新興感染症の協定の内容に係る事項のほか、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の整備の目標や医薬品等の確保、関係機関の連携等について規定することが望ましい旨を加える。

第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項【新設】

- ・ 都道府県知事が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、都道府県知事（保健所設置市等の場合はその長）が行う業務とされているが、保健所のみでは対応が困難な場合において、地方公共団体内の役割分担や消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を図ることが重要である旨を加える。
- ・ 新感染症の所見がある者の移送について、国が積極的に協力することが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県は、感染症の患者の移送について、平時から地方公共団体内で連携し、役割分担、人員体制の整備を図ることが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県において、都道府県等の区域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法について、あらかじめ協議をすることを加える。
- ・ 都道府県において、平時から関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施することが望ましい旨を加える。
- ・ 都道府県等は、消防機関と連携する際は、あらかじめ消防機関に受入可能な医療機関の情報を共有するなど、円滑な移送が行われるよう努めることを加える。
- ・ 都道府県等において、予防計画を策定するに当たって、移送に係る人員体制に係

る事項、消防機関との役割分担、連携に係る事項、新興感染症発生時の移送体制に係る事項について規定することが望ましい旨を加える。

第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- ・ 国は、感染症の発生時に迅速な研究開発が可能となるよう、平時から国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターを中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等のネットワークを構築し、感染症の発生時にネットワークにおいて新興再興感染症データバンク事業（REBIND）などを活用して、迅速な開発が可能となるようにしていく旨を加える。
- ・ 国等において、民間企業等からの相談に対し医療機関を紹介できる体制の確保等、基盤を整備し、医薬品の研究を推進する旨を加える。

第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項【新設】

- ・ 都道府県が策定する予防計画で定める体制の確保に係る目標について、医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備に係る事項等とする。
- ・ 保健所設置市等が策定する予防計画で定める体制の確保に係る目標について、検査体制、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備の項目に係る事項等とする。また、宿泊療養体制については、保健所設置市等の任意で設定する旨を加える。

第十 宿泊施設の確保に関する事項【新設】

- ・ 都道府県等は、宿泊施設の体制整備のため、地域の実情に応じて、都道府県連携協議会等を活用し、平時から準備を行う旨を加える。
- ・ 国は、都道府県等に宿泊療養に係る考え方を情報提供し、都道府県等が円滑に宿泊施設を立ち上げられるよう支援することを加える。
- ・ 都道府県等は、平時から民間宿泊業者等と協定を締結すること等により宿泊施設を確保するとともに、感染症発生初期は必要に応じて公的施設を活用することを検討する旨を加える。
- ・ 都道府県等は、予防計画の策定に当たって、協定を締結する宿泊施設等の確保の方法に係る事項について規定することが望ましい旨を加える。

第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項【新設】

- ・ 都道府県等は新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者（以下「外出自粛対象者」という。）について、健康観察の体制を整備するほか、生活上の支援を行う旨を加える。外出自粛対象者が高齢者施設等や障害者施設等で療養する場合は、施設内の感染対策等を行うことを加える。
- ・ 国は、都道府県等が行う外出自粛対象者の療養生活の環境整備を支援するため、自宅療養に係るマニュアル等を作成する旨を加える。
- ・ 都道府県等は、宿泊施設の運営体制確保の方策を平時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備しておく旨を加える。また、感染症発生・まん延時には、迅速に職員、資機材等を確保する等、円滑な宿泊施設の運営体制の構築、実施を図る旨を加える。
- ・ 都道府県等は、外出自粛対象者に食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うとともに、必要な医薬品を支給できる体制を確保することを加える。また、介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービ

ス事業者や障害福祉サービス事業者等と連携することについて加える。

- ・ 都道府県等は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ICTの活用を積極的に取り入れることについて加える。
- ・ 都道府県等は協定締結医療機関と連携し、高齢者施設等や障害者施設等において、感染対策の助言体制を平時から確保するとともに、新興感染症の発生・まん延時の施設内感染防止対策を推進する旨を加える。
- ・ 都道府県等は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の際、市町村（保健所設置市等を除く。以下第十一において同じ。）と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行うことや、一般市町村の協力を得る場合の役割分担や費用負担のあり方を、あらかじめ協議しておくことが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県等は健康観察や生活支援等の実施の際、第二種協定指定医療機関や地域の医師会、薬剤師会、看護協会又は民間事業者への委託を検討することが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県等において、福祉ニーズのある外出自粛対象者への対応時に適切な支援を受けられるよう、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等と連携を深めることが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県等において、予防計画の策定に当たって、外出自粛対象者の健康観察を行う人員体制に係る事項、外来自粛対象者の健康観察や生活支援等における一般市町村並びに関係機関及び関係団体との連携に係る事項、宿泊施設の運営を行う人員体制に係る事項について規定することが望ましい旨を加える。

第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項【新設】

- ・ 都道府県知事は、平時から感染症の発生・まん延時までの感染症対策全般について、保健所設置市等の長、市町村長、関係機関に対して総合調整を行う旨を加える。また、感染症発生・まん延時において、緊急性を有する入院勧告・措置を実施するために、都道府県知事が保健所設置市等の長への指示を行うことが適当である旨を加える。
- ・ 感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等について、広域的な総合調整を行う必要がある場合に、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所設置市等の長、医療機関等に対して総合調整を行う旨を加える。また、感染症の発生予防・まん延防止のため緊急の必要がある場合等において、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所設置市等の長に対して指示を行う旨を加える。
- ・ 国による総合調整権限は、感染症発生・まん延時であって都道府県の区域を越えた感染症の予防に関する人材の確保、患者の移送その他感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときに、都道府県知事や保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対して行使できる旨を加える。
- ・ 都道府県知事又は保健所設置市等の長から総合調整についての要請があった場合で、国が総合調整の必要があると判断した場合は、国が当該要請に応諾し総合調整を行う旨を加える。
- ・ 厚生労働大臣が総合調整を行うために必要があると認めるときは、都道府県又は医療機関その他の関係者に対し、報告又は資料の提供を求める旨を加える。
- ・ 感染症法に基づく総合調整と特措法に基づく政府対策本部長の総合調整の整合性の確保を図る旨を加える。
- ・ 都道府県において確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、都道府県連携協議会等を活用し、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、

円滑な入院調整体制の構築、実施を図る旨を加える。

- ・ 積極的疫学調査の実施や患者の移送などの複数の都道府県の間で連携して対応することが必要な事項等について緊急に必要な場合、国が都道府県等の間の事務を調整し、事務の実施を含めた指示を行う旨を加える。
- ・ 都道府県知事による総合調整は、平時であっても必要がある場合に実行できること、対象として保健所設置市等の長、一般市町村の長、医療機関及び感染症試験研究等機関なども対象であることを加える。
- ・ 都道府県知事は、総合調整を行うために必要があると認めるときは、保健所設置市等や他の関係機関等に対し、報告又は資料の提供を求めることが適当である旨を加える。
- ・ 都道府県知事による指示は、感染症発生・まん延時の際、緊急性を有する入院勧告や入院措置を実施するために必要な場合に限り、保健所設置市等の長に対してのみ行える旨を加える。
- ・ 都道府県等において、予防計画の策定に当たって、特に都道府県知事による総合調整・指示に係る事項及び都道府県知事による総合調整に係る関係機関等との情報共有に係る事項について規定することが望ましい旨を加える。

第十三 感染症対策物資等の確保に関する事項【新設】

- ・ 新興感染症の発生時に備え、医薬品や個人防護具等の感染症対策物資等について平時から確保対策等を構築する必要性について加える。
- ・ 感染症対策物資等の確保に関する方策として以下を加える。
 - 国において、感染症対策物資が不足している場合等に、当該物資の生産・輸入業者に対し生産・輸入の促進を要請する旨を加える。またその生産・輸入の促進の要請に当たっては、需給状況の把握が重要である。
 - 国及び都道府県等において、新興感染症の汎流行時に、個人防護具の供給及び流通を適確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努める。
- ・ 生産・輸入要請を円滑に行うために、平時から事業者や事業所管省庁間で情報共有することについて加える。

第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

- ・ 都道府県連携協議会等で議論を行う際には、患者の人権を考慮して感染症対策の議論を行うことが重要である旨を加える。

第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- ・ 医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職以外にも、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政の中においても感染症対策の政策立案を担う人材などの多様な人材が改めて必要となっている旨を加える。
- ・ 国は感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムや実地疫学専門家養成コース（FETP-J）、国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業等により、危機管理の基本的知見を有する感染症専門家を継続的に育成していくことが重要である旨を加える。
- ・ 国は、IHEAT要員の活用のため、研修及び訓練等を実施する旨を加える。
- ・ 国は、最新の科学的知見に基づく適切な感染症対応の知識を医療従事者が習得す

ることを目的として、医療機関向けの講習会の実施等を行う旨を加える。都道府県知事等は感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム等の研修等に職員を積極的に派遣すること等により、感染症対応人材の育成を図る。

- ・ 厚生労働大臣はDMAT・DPAT等の研修を実施し、その登録を進める旨を加える。
- ・ 都道府県等は、IHEAT要員の確保や研修、IHEAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保する旨を加える。
- ・ 保健所は、平時からIHEAT要員への実践的な訓練の実施や、IHEAT要員の活用を想定した準備を行うことが重要である旨を加える。
- ・ 第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関において、新興感染症を想定した研修・訓練を実施、又は当該研修・訓練に医療従事者を参加させることにより体制強化を図る旨を加える。また、感染症医療担当従事者等の他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等への派遣に備え、平時から研修・訓練を実施することが重要である旨を加える。

第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項【新設】

- ・ 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続することが重要である旨などを加える。
- ・ 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用しながら関係機関及び関係団体と連携し、各地方公共団体の保健衛生部門等における役割分担を明確化することが重要である旨を加える。
- ・ 保健所の感染症発生時の体制について、必要な事項を加える。
- ・ 国において、各保健所が健康危機対処計画を策定できるようガイドライン等を作成し、都道府県等を支援する旨を加える。
- ・ 国は、都道府県の区域を越えた応援派遣の仕組みを整備し、有事の際に都道府県等が円滑に応援派遣等の仕組みを活用できるようにすることが重要である旨を規定する。
- ・ 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用し、地方公共団体間の役割分担を平時から調整する旨を加える。また、必要となる保健所の人員を想定し、感染症発生時に体制を迅速に切り替えることができるようにすることが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県等は、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備することが重要である旨を加える。体制整備に当たっては、必要な機器等の整備や物品の備蓄、業務の外部委託や都道府県による一元的な実施、ICTの活用等を通じた業務の効率化を進めるとともに、外部からの応援体制を含めた人員体制や受入体制の構築や住民及び職員への精神保健福祉対策等が重要である旨を加える。
- ・ 都道府県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが重要である旨を加える。
- ・ 都道府県等は、都道府県連携協議会等を活用し、市町村、学術機関、消防機関などの関係機関、専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携することについて加える。
- ・ 保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から地方公共団体の本庁部門や地方衛生研究所等、管内の市町村と協議、検討することを加える。
- ・ 都道府県等は、予防計画の策定に当たって、特に保健所の人員体制に係る事項、感染症対応における保健所業務と体制に係る事項、応援派遣やその受入れに係る事項、保健所業務に係る保健所と関係機関等との連携に係る事項について規定するこ

とが望ましい旨を加える。

第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- ・ 国において、薬剤耐性対策を推進する旨を加える。
- ・ 都道府県等において、医療機関の薬剤耐性対策及び抗菌薬の適正使用について方策を講じる旨を加える。